

# 第 2 期 大分市耐震改修促進計画（案）（概要版）

## 第 1 章 総 則

### 1. 計画策定及び改定の背景

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等により建築物の倒壊など多くの被害が発生しています。

また、将来的には南海トラフの巨大地震発生が危惧されており、新耐震基準に適合しない建築物の被害が懸念されることから建築物の耐震改修を促進するため、「第 2 期 大分市耐震改修促進計画」を策定します。

### 2. 目 的

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。

### 3. 位置付け

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、国の基本方針及び大分県耐震改修促進計画に基づいて策定します。

また、大分市総合計画及び大分市地域防災計画等との整合を図ります。

### 4. 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までとします。

## 第 2 章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1. 地震被害の想定

被害想定については、「大分県地震防災対策総合推進事業」の調査結果及び「大分市地域防災計画」等による数値を指針とします。

### 2. 耐震化の現状及び目標

#### ○民間建築物の耐震化の現状及び目標

民間建築物	現状の耐震化率(%) (平成 27 年度末)	耐震化率の目標(%) (平成 32 年度末)
住 宅	82	95
多数の者が利用する建築物 <sup>※1</sup>	90	95

・住宅の耐震化率については、平成 37 年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします

<sup>※1</sup> 学校・体育館・病院・集会場・百貨店・老人ホーム等の、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

#### ○本市が所有する公共建築物の耐震化の現状及び目標

市 有 建 築 物		現状の耐震化率(%) (平成 27 年度末)	耐震化率の目標(%) (平成 31 年度末)
目標 1	市が所有する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物 <sup>※2</sup>	92	100
目標 2	防災拠点建築物としての市役所本庁舎の耐震性能の強化を図ります		

<sup>※2</sup> 非木造で 2 階建て以上又は延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上の建築物

#### ○緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化

建築物集合地域通過道路等の指定に向けた検討を行います。また、緊急輸送道路等の沿道建築物については耐震化を促進します。

#### ○要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化

平成 37 年度末までに要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化を図ります。

## 第 3 章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 基本的取り組み方針

#### (1) 本市の役割

本市は、本計画の推進を図るとともに、耐震化を円滑に促進するため助成制度の周知や啓発・誘導及び新たな補助制度の創設や認定業務など必要な措置を講じます。

#### (2) 民間建築物所有者等の役割

既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震診断を実施し、その結果により耐震改修工事を取り組むように努めることとします。特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者等については、一層の耐震性確保に向けて努力することとします。

#### (3) 民間建築物に対する支援策の方針

既存耐震不適格建築物の所有者等が実施する耐震診断及び耐震改修に対して、国や自治体の助成制度を活用し円滑に実施できるよう支援するとともに補助制度等の充実を強化します。

#### (4) 耐震改修促進のための環境整備の方針

耐震診断及び耐震改修に関する情報を収集するとともに、相談窓口を設け、情報提供に努めます。

(5) 総合的な安全対策の方針

ブロック塀等の安全対策、大規模空間の天井落下対策、ガラス等の落下防止対策やエレベーターの閉じ込め対策等の総合的な安全対策を促進します。

(6) 重点的に耐震化すべき建築物

旧耐震基準で建築された木造住宅や店舗等をはじめ、耐震改修促進法の改正により、耐震診断の義務が課せられた要緊急安全確認大規模建築物等について重点的に耐震化の促進を図ります。

(7) 「緊急輸送道路等」の沿道建築物の耐震化

県計画に位置付けされている緊急輸送道路等の沿道建築物については、重点的に耐震化を促進するため、関係部署と連携し、所有者等への耐震診断及び耐震改修に向けての情報提供を行うとともに、必要に応じて指示等を行います。

## 2. 耐震化等を促進するための支援策

- (1) 木造住宅の耐震診断補助金交付制度を促進
- (2) 木造住宅の耐震改修補助金交付制度を促進
- (3) 木造店舗等の耐震診断補助金交付制度を促進
- (4) 木造店舗等の耐震改修補助金交付制度を促進
- (5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修補助金交付制度を促進
- (6) 建築物の耐震化を円滑に促進するため、適切且つ速やかな認定の実施
- (7) 既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の充実
- (8) ブロック塀等の安全対策(危険ブロック塀等の除却補助金交付制度)を促進
- (9) 防災ベッド等による安全対策の導入等の検討
- (10) 落下物の安全対策を指導
- (11) エレベーターの安全対策を指導
- (12) 建築設備等の転倒防止及び機能強化を指導
- (13) 耐震改修に対する税制度と融資制度の概要を周知

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. ハザードマップ及び緊急輸送道路マップ等を公表します。
2. 既存耐震不適格建築物の耐震化促進を目的としたリーフレット等の作成や広報を実施します。
3. リフォームに合わせた耐震改修を誘導します。
4. 家具の転倒防止対策を促進します。
5. 専門家の育成を支援します。
5. 自治会等と連携し耐震化を啓発します。

## 第5章 既存耐震不適格建築物の所有者等に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

### 1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物の所有者等に対する指導等の実施

要緊急安全確認大規模建築物等については必要に応じ、当該所有者等に対して指導及び助言を実施するよう努めます。また、指導に従わない者に対しては必要な指示を行います。正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等にて公表します。

(2) 指示対象建築物の所有者等に対する指導等の実施

指示対象建築物の所有者等に対して、十分な周知を行い、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を実施するよう努めます。

(3) 指導・助言対象建築物の所有者等に対する指導等の実施

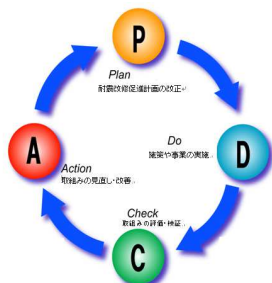
特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を実施するよう努めます。

### 2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示等を行ったにもかかわらず、当該所有者等が必要な対策を行わず地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる場合は、建築基準法による勧告・命令を行います。

## 第6章 その他

1. 計画の検証 本促進計画は、PDCA サイクルに基づき、計画最終年度に検証を行います。
2. 関係機関との連携 大分県や大分県建築物総合防災推進協議会及び防災担当部局と連携します。
3. 耐震マーク表示制度の活用促進 耐震マーク表示制度により建築物利用者等に耐震性の情報提供を行います。



大分市 都市計画部 開発建築指導課  
〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号  
電話：097-537-5635  
Fax：097-534-6201  
URL： <http://www.city.oita.oita.jp>  
e-mail： [kensido@city.oita.oita.jp](mailto:kensido@city.oita.oita.jp)